平成２５年（フ）第９４号
山形県南陽市宮内2265番地
債務者　松澤　典子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第２３１号
千葉県八街市富山1314番地2908
債務者　中山　隆司
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３２号
千葉県成田市吾妻２丁目２番地　３棟308号
債務者　茅場麻紗美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３４号
千葉県成田市三里塚169番地　すみれマンション301
債務者　綿引　　亮
1　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４６号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕1026番地24
債務者　栗原　　清
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４７号
福岡県三潴郡大木町大字笹渕1026番地24
債務者　栗原こずえ
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
福岡県大川市大字一木625番地　一木団地２―301号
債務者　谷口　勝利
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
福岡県大川市大字一木625番地　一木団地２―301号
債務者　谷口　和彦
1　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
岩手県奥州市前沢区駅東２丁目10番地３　パークサイドＡＳＴＥＲ102号
債務者　坂内美沙樹
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第５１号
山形県酒田市光ケ丘５丁目10番26号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第９７号
群馬県太田市高林東町1379番地１　高南ハイツ201号、前住所群馬県太田市末広町560番地５
債務者　林田ミゲルこと　ＨＡＹＡＳＨＩＤＡ　ＡＬＬＥＮＤＥ　ＭＩＧＵＥＬ　ＡＮＧＥＬ
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１００号
群馬県太田市熊野町21番10―３号、前住所栃木県佐野市植上町1349番地２
債務者　田中　久世
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４６３号
埼玉県入間市東藤沢２丁目２番12号　広栄荘202、前住所埼玉県さいたま市西区大字西遊馬2196番地１　埼玉支部　さくら草の郷
債務者　太田　和夫
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４６４号
埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯ　ＳＳＳ所沢寮、前住所埼玉県富士見市関沢２丁目２番23―201号Ａ棟
債務者　田中　康生
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４７０号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目３番26号　アクティ上福岡２号棟503号室
債務者　齋藤　元政
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４７８号
埼玉県川越市砂新田１丁目１番地２　ホルンホームズ102号室、前住所埼玉県川越市大字砂新田2571番地40
債務者　金子　秀雄
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部